

各位

会社名 株式会社Will Smart

代表者名 代表取締役社長 石井 康弘

コード番号 175A (東証グロース)

問合せ先 取締役副社長 布目 章次

(TEL 03-3527-2100)

### 決算期(事業年度の末日)変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、2024年6月25日開催予定の定時株主総会で定款の一部変更に係る議案が決議されることを条件とした決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部(目的)変更を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### I. 決算期(事業年度の末日)の変更

### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社が提供するソリューションは、事業の特性上、毎年1月から3月に売上高や営業利益が偏重する傾向があります。売上の季節変動に伴う業績への影響を緩和し、経営及び事業運営を効率的に実施するとともに、業績等の経営成績の開示を向上させることを目的とし、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。

### 2. 変更の内容

現 在:毎年3月31日 変更後:毎年12月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第13期事業年度は、2024年4月1日から2024年12月31日までの9か月決算となります。

#### 3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第13期事業年度(2024年4月1日から2024年12月31日まで)の業績予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

# Ⅱ. 定款の一部変更

#### 1. 変更の理由

今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を一部変更するものであります。また、上記 I. のとおり決算期(事業年度の末日)の変更を行うべく、現行定款に所用の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部は変更箇所) 現行定款 変更案 第1章 総則 第1章 総則 第1条 条文省略 第1条 現行のとおり (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす 第2条 現行のとおり る。 1.  $\sim 4$ . 条文省略 1. ~4. 現行のとおり 新設 5. 旅行業法に基づく旅行業 6. 不動産の売買・賃貸・管理並びにその仲介 新設 5. その他前各号に付帯する投融資及び保証を含む 7. その他前各号に付帯する投融資及び保証を含む一 一切の業務 切の業務 第3条~第5条 現行のとおり 第3条~第5条 条文省略 第2章 株式 第2章 株式 第6条~第8条 条文省略 第6条~第8条 現行のとおり (基準日) (基準日) 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名 第9条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名 簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもっ 簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもっ て、その事業年度に関する定時株主総会において議 て、その事業年度に関する定時株主総会において議決 決権を行使することができる株主とする。 権を行使することができる株主とする。 2. 条文省略 2. 現行のとおり 第10条~第11条 条文省略 第10条~第11条 現行のとおり 第3章 株主総会 第3章 株主総会 第12条~第17条 条文省略 第12条~第17条 現行のとおり 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会 第18条~第29条 現行のとおり 第18条~第29条 条文省略 第5章 監査役及び監査役会 第5章 監査役及び監査役会 第30条~第39条 現行のとおり 第30条~第39条 条文省略 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第40条~第43条 条文省略 第40条~第43条 現行のとおり 第7章 計算 第7章 計算 (事業年度) (事業年度) 第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から 第44条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から1 翌年3月31日までとする。 2月31日までとする。

第45条 条文省略

(剰余金の配当の基準日)

第45条 現行のとおり

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31日とする。

- 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3. 条文省略

第47条 条文省略

(新設)

- 第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月 31日とする。
- 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日と する。
- 3. 現行のとおり

第47条 現行のとおり

# 附則

(事業年度変更に係る経過措置)

第1条 第44条 (事業年度) の規定にかかわらず、 第13期の事業年度は、2024年4月1日から20 24年12月31日までとする。

- 2. 第46条 (剰余金の配当の基準日) の規定にかかわらず、第13期の事業年度の中間配当の基準日は、 2024年9月30日とする。
- 3. 本条は、第13期の事業年度終了後、これを削除 する。

# 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日:2024年6月25日 定款変更の効力発生日:2024年6月25日

以上